事前評価調書

I 事業概要		
事業名		交通安全対策事業(交差点改良)
地	区名	一般県道 鹿伏兎大井線
事業箇所		ฐมารัก เลลสกระวิ 愛西市大井町地内
事業のあ らまし		 本路線は、津島市鹿伏兎町と愛西市大井町を結ぶ補助幹線道路である。 当該交差点は、愛知県愛西市佐屋地区と三重県桑名市多度地区を結ぶ幹線道路である一般県道佐屋多度線と交差する信号機のない交差点である。平成21年に一般県道鹿伏兔大井線が拡幅供用されて以降、走行性が改善され、交通量が増加したことで、当該交差点における交通事故が多発しており、非常に危険な状況となっている。 そのため、交通事故対策として、本事業で環状交差点の導入による交差点改良を実施し、交通事故防止を図るものである。
事業目標		【達成(主要)目標】 ① 交通死傷事故の削減 【副次目標】 -
事	業 費	事業費
		0.69 億円 ■工事費 0.63 億円、□用補費 0.00 億円、■その他 0.06 億円
事業期間 採択予定年度 平成 29 年度 着工予定年度 平成 29 年度 完成予定年度 平成 30 年度 ・交差点改良工(環状交差点) L=100m、W=33.7m 事業内容		
Ⅱ 評価		
① 事業の必要性	1) 必要	・平成 21 年に一般県道鹿伏兎大井線が拡幅供用されて以降、走行性が改善され、交通量が増加したことで、当該交差点における出会い頭の交通事故が多発しており、非常に危険な状況となっている。 ・そのため、当該交差点において多発している出会い頭の交通事故に対応した対策(環状交差点の導入)が必要である。
	判定	A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。
		現状の課題から事業の必要性があると判断されるため。
② 事業の実効性	1) 事業	H29 H30
	2) 地元 意形	
	判定	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。
		【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できるため。

Ⅲ 対応方針

事業実施が 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

妥当である。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

事業実施前後の交通状況の変化。